

穂田野町自主防災会規約

穂田野町自治会

(名 称)

第1条 この会は、穂田野町自主防災会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、穂田野町自治会に置く。

(目 的)

第3条 本会は各区の住民が連帯協同して、地震、風水害、災害、その他の災害による被害を未然に防止し、又は被害を軽減することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 火災予防、その他の災害予防に関すること。
- (3) 防災訓練、その他災害予防に関すること。
- (4) 災害訓練に於ける情報の収集連絡、出火防止及び初期消火、救出救護等
応急対策に関すること。
- (5) その他必要なこと。

(会 員)

第5条 本会は、穂田野町にあたる世帯をもって構成する。

(役 員)

- 第6条 1. 本会は、会長、副会長、庶務、会計、役員、部長、副部長、班長、副班長
をおく。
但し、部長以下は各区単位にて構成する。
2. 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(会 議)

第7条 本会に役員会、その他会議をおく。

(防災計画)

- 第8条 1. 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、防災計画を作成する。
2. 防災計画は第4条に規定する事業の総合的、且つ計画的な実施を図るため
必要な事項を定めるものとする。

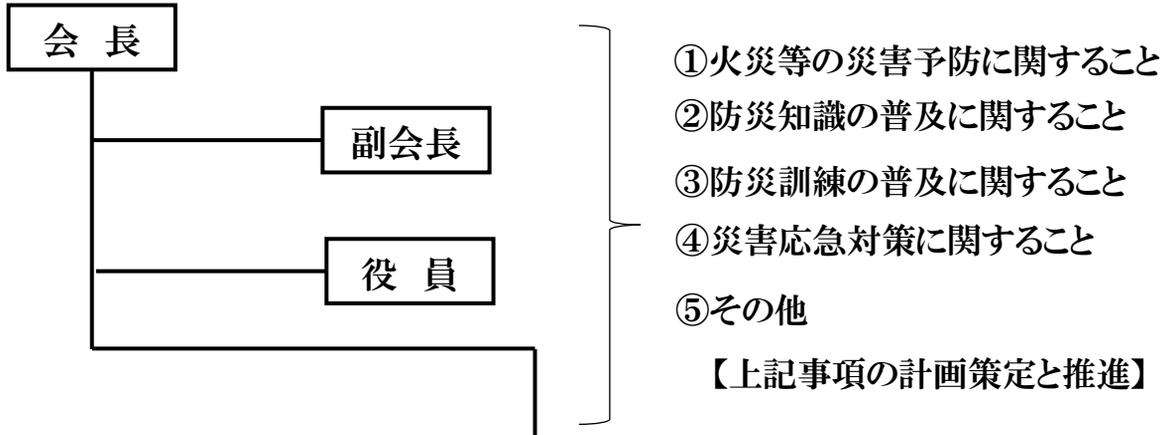
(経 費)

第9条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもって、これに充てる。

付則

この規約は、平成9年2月1日から実施する。

穂田野町自主防災会編成と任務



区 分		災害時の役割	地域自主防災部	
部 長 (班 長)		部(班)の統括		名
活 動 班	総 務 班	全体調整、 他機関との連絡調整		名
	被災者管理班	避難状況の全体把握		名
	情報・広報班	情報収集・広報活動		名
	施設管理班	避難所などの被害状況把握		名
	消 火 班	初期消火活動		名
	救 護 班	救護活動		名
	避難誘導班	住民の避難誘導		名
	食料物資班	水・食料の配分		名
	衛 生 班	避難住民の健康管理		名
	ボランティア班	ボランティア関係機関との連絡調整		名
		編 成 人 員 総 数		名